

各県立学校長 殿

体育保健課長

新型コロナウイルス感染症に関する学校における行動基準について（通知）

令和4年1月20日に開催されました大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における感染状況の評価がステージ3に移行されました。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.11.22 Ver7）」による学校の行動基準については、原則「レベル2」を継続することとしますが、近距離や対面での教育活動において感染者が発生している事案を受け、各教科等については「レベル3」の対応といたしますので、下記に留意し、適切に対応願います。

なお、これまでも生徒等の本人はもとより家族も含め体調が悪い場合には躊躇なく学校を休むよう通知していますが、引き続き徹底願います。

また、常時の換気や不織布マスクの適切な着用をはじめとする基本的な感染防止対策の一層の徹底をお願いします。

記

【留意点】

○各教科等について（マニュアルP50）

以下のような「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い」活動は、行わないようにします。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【担当】 県教育庁体育保健課
秋吉・村上・吉野
TEL 097-506-5636